

# こ ん な こ と 許 せ な い ぞ

伊豆高原郵便局パワハラ暴力傷害事件に対する損害賠償請求裁判  
山田さんを支援する会 通信 No.5 2009年5月26日

次回裁判のお知らせ 2つの裁判があります

人事院・公務災害不服申し立て棄却の取り消しを求める行政裁判 (第2回)  
6月12日(金) 午後1時15分から 静岡地方裁判所

パワハラ暴力傷害事件 損害賠償請求裁判 (第4回)  
7月22日(水) 午前11時から 静岡地方裁判所沼津支部

6月12日は静岡 7月22日は沼津です 裁判所が違います  
多くの皆さんの傍聴支援をお願いします

被告、郵便局株式会社・村上 互の提出した第1次準備書面に対する反論書

2009年5月20日  
原告 山田 佳史

・ 2ページ目～3ページ目

「また、原告の業務については、上記のとおりミスなどが多かったことから、被告である伊豆高原郵便局長(被告村上、以下平成15年3月25日以降について同じ)は、平成16年12月以前から、お客様と接する機会のほとんどなく、かつ業務量も少ない土曜日・日曜日の勤務を多くする配慮を行っているところである。

さらに、原告の申し出もあって、同17年3月以降も引き続き土曜日・日曜日の勤務を多くするよう、勤務指定表を作成する職員に指示をした」としている点について

主治医の診察を受けるための配慮を求めましたが、土曜日・日曜日の勤務を多くするよう希望した覚えはありません。日曜日は1人勤務であり、業務量も平日と比べて決して少なくありませんでした。

・ 9ページ目 平成17年1月24日の事案

「原告は、同日、郵便物の集荷・配達のために軽四輪自動車を運転中、原告の不注意により同車両を対向車線にはみ出させ、対向してきた軽トラックに正面衝突する交通事故を起こした。これにより伊豆高原郵便局長は翌25日、原告に対して、同交通事故に係る対話指導を行っているところである。

なお、同交通事故の原因について、原告は、「午前11時迄に帰局しなければならないという焦りと、普段通り慣れた道であるというおごりによって起こした」と分析しているところですが。」について

1月22日(土曜日)と1月23日(日曜日)は深夜までの勤務となって、近くのコンビニの駐車場で食事と仮眠を取っての勤務でした。また、配達や集荷に出発する時にいつも上司より帰局時間を指示され、上司より指示された時間までに帰局できなかった時は上

司より叱責や暴力等を受けました。事故の後、“交通事故の相手に見舞いを持って行け！2万や3万のはした金ではダメだ。5万か10万もって行け”と言われました。その後“事故の処理に90万ぐらいかかった！弁償しろ！”と堤局長代理より大声で怒鳴られました。父に連絡して当時の日本郵政公社東海支社に問い合わせたところ、翌日“もう済んでいるからもういい”と横山総務主任より言われました。事故後診断書を提出して、許可を得て1ヶ月間の病気休暇を頂いて自宅で療養していました。2月9日午前11時ごろ局より電話があり「遊びまわってるじゃねーだろーな？遊びまわってるんじゃねーぞ！」と言う文言の電話がありました。そばで聞いた父が「今のは誰か」と聞かれ「局長」と言いました。また夜6時ごろ同じような文言で横山総務主任より電話がありました。当日は夜サッカーの日本対北朝鮮の試合があり、楽しみにしていましたが、不安定な状態になり試合を見ることが出来ませんでした。

その他にもインフルエンザなどの診断書を提出して、休暇を取っても「仮病だろ！」「ずる休みしとったんだろ」と言われ、診断書も認めてもらえませんでした。

・ 10ページ目

「とりわけ、この時期は郵政事業が国の機関から、公社化（平成15年4月1日、日本郵政公社法附則1条及び2条）、民営化（平成19年10月1日郵政民営化法5条1項及び2項）と組織形態が変遷している真っ直中であり、郵政事業全体、そして、郵便局職員が一丸となって必死にサービスアップに取り組んでいた時期にあり、社会からも職員の対応については極めて注目を集めていたものであって、ひとつの小さな業務上のミスであっても、ひいては事業の経営に影響を与えかねない時期であったものである。」としている点について

他の職員から“郵政民営化はお前のせいだ”と小突かれながらよく言われました。また、私が休みのときのミスでも“お前が悪い”と怒鳴られました。自分が休みだったことを主張しても聞き入れて貰えませんでした。自分のミスで上司に郵便物を持って行ってもらった時に、燃料代として5,000円請求されて払ったことがあります。その他、休みの時の現金の過不足を指摘され、自分が休みの日のことであるにもかかわらず、“おめーしか考えられない！”と言われ、お金を支払ったこともあります。

・ 13ページ目「就職して3ヶ月で解雇に」としている点について

2000年11月実施の国家公務員第Ⅲ種試験の2次試験（面接試験）の時にきちんと試験官に説明しました。

「原告は子どものころから、通常人の行動とは異なる精神的な病の症状と思われる行動が現れており、その当時から通院して治療すべきであったと考えるのが相当である。

したがって、被告会社の職場環境と原告の精神的な病との間に法的な因果関係がないことはこの点からも明らかである。」としている点について

入社後1年ぐらいしてから暴言や暴力を受け、精神的にダメージを受け、健康診断で「うつ」と疑われたのが始まりです。職場で受けた暴言や暴力は、ランディック日本橋クリニックの主治医の先生に細かく報告していました。

14ページ目～15ページ目

「被告会社らは、アスペルガー症候群等に関する医学的に詳細な知識は有していないものの、原告から病気に関する申し出等があれば、その都度配慮等を行ってきているところである。その主な内容は以下の通りである。」としている点について

転勤などの配慮はまったくなされていませんでした。入社後1年ぐらいで小突いたり足蹴りするところから始まって段々エスカレートしていきました。暴力を受けた時窓口でお客様に制止して頂いた事があります。堤局長代理に正座させられ暴行を受けたことがあります。

原告に対して、「一度君の親と話をしたいから、近いうちに連れてきなさい」、「親に連絡を取って局長が会いたいといっている、と教えてください」と話をしたと主張していますが

全く身に覚えがありません。

「同局内の総務主任以上の役職者の会議で上記の病名と通院していることを伝達し、特に、直属上司の総務主任には、原告の業務を手伝う等して支障が生じないようにするよう指示した」とありますが、

このような指示はなされていなかったです。5月に障害者手帳を提出後「市役所を騙して取った」「脱税のために取った」などと言いつらされ、暴言・暴力がよけいに酷くなりました。

「原告から上記申し出があり、加えて平成17年3月初旬、病院には平日に通う旨の申し出があったため、以前から業務上のミス等が多かったことも考慮して、土曜日・日曜日の勤務を引き続き多くする配慮を行った。」とありますが、

月2回通院できるように希望しましたが、土曜日・日曜日に集中して勤務することを希望した覚えはありません。土曜日は残務が多く、深夜までの勤務で、また、日曜日は1人勤務のため深夜までの勤務が常態化していました。

「伊豆高原郵便局長は、同時期、原告が、同局の職員から殴られたことがあると言っていたので、事実関係を明らかにし、場合によっては当該職員の処分を考えなければならないことから、原告に対し暴力を振るった職員の名前を尋ねたが、原告は明らかにしなかった。同局長は、今後そのようなことが発生することがないように、仮に原告に対する同局職員の暴力などが発生していたとしたら再演がないよう、抑止的な意味をもって、その後の朝礼やミーティングで、職場内での暴力行為は絶対にしないよう指導した。」とありますが、

そのような指導は全くなかったです。4月21日のテープの中で伊東市民病院の看護師さんが「この方3月にも数回暴行を受けて通院してみえてますよ」と言う話に対して、局長が「ここんともうなくなっただなあっていう風に私は思ってたんですよー」という局長の話が録音されています。診断書も提出済みです。

「原告を人事異動対象者として、伊豆高原局の上部機関である東海支社に上申ししていた」とありますが、

採用1年目に提出した“職務に関する希望調書”に関して当時副局長だった村上局長から集中局への転勤希望を打診されたことはありますが、人事異動対象者リストに名前が載っていたと聞かれた事実は全くありません。むしろ「転勤は局長同士の合意がないと成立しない。能力が低すぎて受け入れてくれる局がない」と言われ続けました。暴力・暴言が常態化していく中で他所への転勤を叶えたく研究科試験を2回程受験したことがあります。

・ 16ページ目～17ページ目

「本人にあった職種や環境」なるものを、一般的な企業、あるいは郵便局における職場で提供すること自体が極めて困難と考えられるところであり、現に同局の能力を超えるものであったと言わざるを得ない。」としている点について、

伊豆高原郵便局の仕事は、自分の思っていた環境と全く異なっていました。多種の仕事を同時に命令され、1つの仕事を集中して出来ませんでした。

「吉田職員が「原告を殴った後に「痛いか、気持ちいいか、どっちだ？」などと暴言を吐いたこと」については否認する。」とありますが、

2006年3月14日に録音したテープがあります。ものさしで叩きながら言われた言葉です。

「原告が伊豆高原郵便局の事務室内を斜めに歩いてきて、吉田職員に対して故意と思われる対応で体をぶつけてきたこと、また、原告が事務室内をズボンのチャックを開けたまま歩いたことから、吉田職員が注意したところ、原告が「全自動で開いちゃった」とにやにやしながら回答したことはあった」とありますが、

全くの作り話です。真実だけを話して欲しいです。

・ 17ページ

「堤職員の勤務指定表及び出勤簿によれば、同日、堤職員の勤務は非番であり出勤しておらず」としている点について

テープに録音されているとおり、堤局長代理に退職強要されました。堤局長代理はその日伝送便の業務をしていて、手すき時間に給与明細を渡された時の状態を録音したものです。

「平成18年4月8日のカセットテープの録音記録について

下記についての釈明後認否する。(誰が、どこで、どのような背景事情で同録音部分のようなやり取りをしているのかその前後のやり取りを含めて明らかにされたい)」としている点について

平成18年4月6日に“退職願を提出するまでは家に帰さないと言われ、父に電話して弁護士に相談、4月8日は朝退職願を提出しなかったことで厳しく追及されたときの録音状態です。

・ 17ページ～18ページ

「原告が業務上のミスやトラブルを繰り返し、他の職員の業務運行に支障を来すこともあったから、伊豆高原郵便局の上司等が、原告に対して度々注意・指導を行ったものである。特に堤職員については、原告の直属の上司であったこともあり、職責上、強い口調で注意・指導を行わざるを得ないこともあって、このことは正当な注意・指導の範囲内であったと考えるのが相当であり、原告の集团的いじめであるとの主張は失当である」としている点について、

暴言・暴力を振るわなかった職員は松本・小岩・高橋・荻野の4名の方ぐらいです。この4名の方以外の職員からは暴言・暴力を受けていました。白倉からは台車をぶつけてき

たことがあります。堤局長代理からは暴力を振るいながら退職を強要されました。録音したテープを聞くととても正当な注意・指導とは考えられません。

医師から時間指定で飲む薬を飲むために水飲み場に行っても“服務規程違反”と怒鳴られました。薬を飲むについても恐怖心でいっぱいでした。

「さらに、原告の業務遂行が上記のような状況であったことから、伊豆高原局局長は、原告に対して、今後のことについて確認する必要があったのであって、決して退職を強要したものではないことは明らかである」としている点について

事実として退職を強要されました。堤局長代理より4月6日の退職願を出すまで（家に帰さないと言われたのも間違いのない事です。4月8日の録音記録の通りです。ミスをした時、局長との対話の中で「もうお前の始末書は読み飽きた。退職願を明日持って来い」と言われたことがあります。

・ 20ページ

「②相被告鈴木は、これまでも、仕事でミスをした原告を何度も注意してきたが、それに対して睨むような目付きをしてきたため、本件犯行前から憤懣等の感情を抱いていた」及び「③相被告鈴木は、帰局後原告に先ほどの電話のことを問い詰めていたところ、言葉では「すみません。間違えました。」と言いながら、反対に相被告鈴木を睨みつける目付きで見上げてきたため、電話のことで腹が立っていたうえ、これまで注意した時と同様な睨みつけてくる態度に怒りがこみ上げてきて犯行に及んだ。」としている点について

私は睨むような目付きで相被告鈴木を見た覚えは全くありません。いつも怯えてばかりで謝り続けました。録音の記録通りです。

伊豆高原郵便局では精神科で処方された薬も効かなくなるくらいに不安や恐怖に苛まれていました。特に堤局長代理と鈴木治人からは暴言・暴力の連続でした。

静岡の監察室からの査察が（1月半に1回ぐらい）査察に入る時は一番ホッとして業務につくことが出来ました。その時は暴言・暴力は全くなかったからです。

・ 21ページ

「原告は睨みつけてくるなど真摯に反省している態度を取らなかったために、相被告鈴木の怒りを増幅させたものである」について

伊豆高原郵便局ではいつも怯えてばかりで他人を睨みつけたことは全くありません。いつも恐怖で言われるがままに従っていました。私が睨みつけるということは全くの作り話だと思います。

その他

2006年6月19日、両親が自分の私物を伊豆高原郵便局に取りに行った時、未処理の切手があることを指摘され、局長より“これは犯罪です”と言われて、帰ってから私に聞かれて“処理に失敗し、近くの人に相談したところ“現金で処理をするように言われ、自分の手持ちのお金で処理をした”と父に話し、父が局長にその件を話したところ、局長は“調べて返事をするのに2～3日欲しい”と言われ未だに返事がありません。なお、この切手は局長が保管しております。

\* 明朝体の文字は村上局長の準備書面での主張・ゴシック体の文字は山田さんの反論です。

団体署名をさらに広げて下さい！！

会員も多くの人に呼びかけて下さい！！

みなさんにご協力いただいている【損害賠償請求裁判・静岡地裁沼津支部宛て】と【公務災害の認定を求める行政裁判・静岡地裁宛て】の2つの団体署名は、とりくみから約1ヶ月たちました。5月26日現在で、117（筆）団体届いています。

支援する会としては、最低でも500団体を目指しています。あなたの周りの加盟している友誼・友好団体やサークルなどにも、もう一回り広げていただけますようお願いいたします。

東京の目黒区職員労働組合さんからは、17筆頂きました。

さらにみなさんが、一周りも二周りも訴え、支援、協力の輪を広げて下さい。

会員は、個人会員116名、団体会員27団体、カンパの協力1名となっています。

会員を広げるということは、このひどい郵政の職場実態、異常な労務管理を知らせ許さないとりくみともなります。

特に、地元静岡県と支社のある愛知県での運動の広がり、郵政関連労働者の仲間の奮起をお願いします。

## ち ょ っ と 一 服

◇郵政のゆうパックと日通が子会社を共同で立ち上げ、発足する JPEX・JP エクスプレス（宅配事業の統合）に係って、期間雇用社員の契約更新が短縮され、7月1日となりました◇1ヶ月前の契約の打ち切りを狙って、各職場で期間雇用社員への脅し、嫌がらせ、いじめが目立って増えています◇一方的、不当な打ち切りを許さないとりくみが今すすめられています◇山田さんの様ないじめを受けている労働者を周りで暖かく包み、励まし、打ち切りを許さないことが大切だと思っています◇5月20日、沼津の裁判の日、名古屋駅に少し早く着いたので、予定より早めの幹線に乗り、三島に到着、1時間ほどゆとりがあったので、ホームで早めの昼食、と言っても「桜えびのかき揚げ入りの蕎麦」（400円）を楽しみ、三島大社まで足を延ばしてみました◇湧き水が川となった川沿いを、初夏を思わせる日差しで額に汗し、20分程で三島大社に着きました◇境内でのんびりと休憩し、また同じ道を戻ると川には鴨が泳いでいました◇「富士山の噴火で溶岩が三島付近まで流れ出し、その岩盤がパイプのような役目を果たし、富士の万年雪の溶けた水を三島付近まで運び、いたる所に湧き水が溢れ出している」と彼の有名な作家が小説に書いた文学碑が途中に立っていました◇川も小説家の名前も覚えることもなく、1時間ほど三島の町並みを楽しみました◇6月6日は別の川？沼？でホタルが見られ、催しが行われるとも紹介されていました◇途中の楽寿園の庭も素敵だと聞いたので、また来るときは同じように早めの新幹線に乗って三島・沼津を楽しみたいと思いました◇天気が良かったわりに、富士山がぼんやり見えていたのが少し残念でした。◇静岡の駿府城の城内にある庭園も一度見る価値のある素敵な所だったと覚えています◇ここも名前を覚えていない◇痴？症の初期か、前頭葉の退化か、歳には勝てないと思うこのごろです。（A生）

この通信に対するご意見、要望、感想、手記などをお寄せ下さい。

[Yusanrotokai2008@roren.net](mailto:Yusanrotokai2008@roren.net) 又は456-0006名古屋市熱田区沢下町9-3  
郵政産業労働組合東海地方本部 山田さんを支援する会 FAX052-883-6980